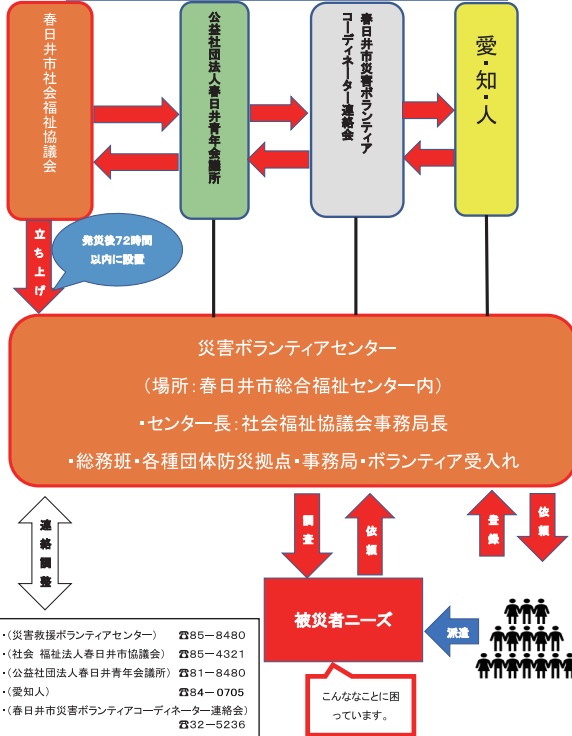


各種団体防災ネットワーク

各種団体の防災に関するネットワークを定めて、次のとおり、各種団体との防災ネットワークを確立し、日頃からの予防や災害発生時に活動を行う。



防災対策協議会

・開催日時
2019年7月11日(木) 19:00～21:00
2019年8月8日(木) 19:00～21:00
・開催場所
春日井商工会館 1F会議室
・参加団体
春日井市社会福祉協議会
愛知人様
春日井市ボランティアコーディネーター連絡会様

・協議会を行う経緯

2015年に、春日井青年会議所と春日井市社会福祉協議会様とで防災に関する協定を結びました。毎年、1回は協定の内容の確認や連絡先の交換などを対面で行ってまいりました。しかしながら、いざ発災した際に、きちんと連絡が取りあえるのだろうか、青年会議所の特性である単年度制が弊害になるのではないか、連絡を取り合うことができたとしても、果たしてスムーズに行動に移せるのか・・・など、たくさんの課題がありました。せっかく協定を結んだのに、生かすことができないのは良くないという事で、今回、協定の内容を再確認し、スムーズに連絡が取れるよう各種団体様にもご協力いただき、協議会をしてみようという事になりました。

第1回 協議会

- 発災の際、春日井市社会福祉協議会様がどのような動きをするのか教えて頂きました。さらに、現状すでに他団体様とどのように協働し連携しているのかお話しいただき把握をしました。
- その中で、私たち春日井青年会議所として何が出来るのか、また、他団体様から、何を求めていらっしゃるのかをディスカッションしました。
- また、愛知人様から、過去に経験した被災地での活動や、事例などお話しいただきました。
- 災害の規模や、状況によって必要なもの、物の数、人的支援、物的支援など大きく変わってくることも理解できました。
- また、社会福祉協議会様がボランティアセンターを立ち上げる際には必ず行政からの情報が入ってくることも学びました。

第2回協議会

- 春日井市ボランティアコーディネーター連絡会様から春日井市の避難所について、お話しいただきました。また、春日井市が蓄えている教材についても教えて頂きました。
- いろんな話をしていく上で、春日井市は内地なので、比較的被害は小さいだろう・・・しかしながら、小さい物資もボランティアも来てくれない・・・どうしても、TVで取り上げられる大きな被害を受けた地域に物資もひとも集中する・・・と、言うことが見えてきました。
- とすると、春日井市が被災した場合、自分たちも被災している中で、自助ほう助が必要。他人事を自分事と捉え、助け合わなければならないことが浮き彫りとなりました。
- また、愛知人様からボランティアの方々春日井市に入ってくるにあたっては、ベースが必要になると、車を置いておく場所が必要。食事を取る所が必要。入浴施設が必要。などの、被災地で経験したからこそ貴重なお話も聞かせていただきました。

防災対策協議会

・開催日時
2019年9月5日(木) 19:00～21:00
・開催場所
春日井商工会館 1F会議室
・参加団体
春日井市社会福祉協議会
愛知人様
春日井市ボランティアコーディネーター連絡会様

第3回協議会

- 今までの協議会の内容を踏まえ、発災時にどのような動きをするのか図にして整理しました。春日井青年会議所の、窓口の確認をしか所では不安との意見があり、防災担当として、今までと変わらず専務理事が担当すること、また、防災を担当する委員会が無い年に関しては、担当副理事長から防災担当を置くこと、
- 社会福祉協議会様と愛知人様からは、私たち春日井青年会議所のメンバーが持っている教材を積極的に提供してほしい、必要なものをすぐ依頼できるよう、リスト化できないか、とのご意見を頂きました。また、毎年行われる社会福祉協議会様主催の防災訓練に毎年参加してみてもどうか、との意見も頂きました。
- 同じく、愛知人様からも愛知人様の理事会に春日井青年会議所のメンバーを1人出向という形で参加頂けないかとの意見も頂きました。各団体様と、日ごろからの情報共有や一緒に訓練することが有事の際に必ず生かされると思います。春日井市ボランティアコーディネーター連絡会様が行っている、ボランティアコーディネーター育成講座に春日井青年会議所のメンバーが参加し資格を取り、春日井青年会議所のメンバーに周知したり、啓蒙活動が広がっていくとより良い連携や協働につながるという意見もいただきました。

今回の協議会を終えて協定を結んだことはとても良い事で、その協定を協定で終わらせることなく生かしていく事が重要だと感じました。各団体が、日ごろからコミュニケーションを計り、共に訓練を積み、信頼関係を構築していく事が、有事の際に必ず大きな力となることを確信します。単年度制という青年会議所のルールの中、いかにして次年度へ引き継ぐのか、また、春日井青年会議所のメンバー全員が日ごろから防災への意識を持ち、率先して行動できることが、春日井市をより良い町にしていく事に繋がると感じます。今回、ご協力いただいたすべての皆様にご感謝するとともに、私たちメンバーは、今後も明るい豊かな春日井市のために尽力いたします。ありがとうございました。

公益社団法人 春日井青年会議所 委員長 土屋なつき
2019年度 ひとと地域連携構築委員会 委員会一同

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会と 公益社団法人 春日井青年会議所との 災害時相互協力協定

災害時における協力に関する協定内容

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会（以下「甲」という。）公益社団法人春日井青年会議所（以下「乙」という。）とは、自然災害が発生した場合における協定に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、春日井市における災害時において、甲と乙が相互に協力し、効果的・効果的に災害ボランティア活動などの被災者支援活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

（災害時における活動）

第2条 甲と乙は、災害時に次の掲げる活動を行う。

- (1) それぞれのネットワークを活かした情報の収集と共有、またそれぞれのネットワークへ向けた適切な情報提供
- (2) 第3条に規定する連絡会議で合意した内容

（連絡会議の設置）

- 第3条 甲と乙は、災害時においてこの協定が円滑に運用されるよう、平常時に連絡会議を設置する。
- 1 会議は必要に応じて随時開催する。
 - 2 会議は次の各号に掲げる内容を協議する。
 - (1) 災害時に甲が運営する災害救援ボランティアセンターに関すること
 - (2) 災害ボランティア活動のバックアップ及び各種支援活動における役割分担
 - (3) 災害時の効果的な支援活動に資する情報収集、資源把握及び備蓄の推進
 - (4) 前各号に定めるもののほか、必要と認められる事項

（有効期間等）

- 第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、甲、乙のいずれかから、他の協定締結当事者に対し、有効期間満了の日の1か月前までに特段の意思表示がないときには、引き続き1年間、協定の有効期間が延長されるものとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。
 - 3 甲、乙は、本協定が円滑に運用されるよう年度間の引き継ぎの徹底等、持続性の維持に努めるものとする。

（雑則）

- 第5条 この協定の実施に関し、必要な事項及び協定に定めのない事項並びに疑生じたときは、両団体が協議し合意の上で定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保管するものとする。